

東京圏から**香川**に移住し、
就業・起業された方を対象とする

移住支援金事業を
ぜひ、ご活用ください。

移住支援金額

100万円（2人以上の世帯の場合）

60万円（単身の場合）

移住支援金事業について

東京23区（在住者又は通勤者）から香川県へ移住し、移住支援金事業の対象とする求人※1に就業した方又は起業支援金の交付決定を受けた方※2に、居住する市町から移住支援金を支給する事業です。

※1 県が運営する求人サイト「jobナビかがわ」で、**平成31年4月12日**から掲載を開始

※2 公益財団法人かがわ産業支援財団が別途募集する予定の起業等スタートアップ支援補助金（地域課題解決型）交付要領に基づく交付決定を受けた方

【お問合せ】 香川県政策部地域活力推進課

TEL:087-832-3125 FAX: 087-831-1165

メール：chiiki@pref.kagawa.lg.jp

香川県移住ポータルサイト

かがわ暮らし

検索



<移住支援金の支給の流れ>

- ① 移住支援金の対象として掲載する求人※1に就業、または、起業支援金の交付決定※2を受ける。

※1 県が運営する求人サイト「jobナビかがわ」で、**4月12日から掲載開始**

※2 公益財団法人かがわ産業支援財団が別途募集する予定の起業等スタートアップ支援補助金（地域課題解決型）交付要領に基づく交付決定

- ② 香川県内の移住支援金事業を実施する市町に移住
- ③ 就業してから3カ月経過後又は起業支援金の交付決定後、移住先市町の移住支援金担当課に必要書類を添えて申請書を提出。（移住支援金の申請期限は、移住後1年以内）



受給資格等を審査後、交付決定し移住支援金が支給

<移住支援金事業実施市町>

高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町

<各相談窓口>

1 移住支援金の申請窓口はこちら

相談先団体名	所在地	連絡先
香川県内市町移住・定住担当部署	下記サイトの「市町一覧」をご確認ください http://www.kagawalife.jp/knownow/city.html	同左

2 移住支援金に関するお問い合わせについてはこちら

相談先団体名	所在地	連絡先
香川県内市町移住・定住担当部署	下記サイトの「市町一覧」をご確認ください http://www.kagawalife.jp/knownow/city.html	同左
香川県政策部地域活力推進課	高松市番町四丁目1番10号	087-832-3125
香川県東京事務所 香川県東京人材Uターンコーナー	東京都千代田区平河町2丁目6番3号	03-5212-9100
NPO法人ふるさと回帰支援センター うどん県・かがわ暮らし相談コーナー	東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館8階	03-6273-4401

3 移住支援金の対象企業等の情報についてはこちら

相談先団体名	所在地	連絡先
ワークサポートかがわ (香川県就職・移住支援センター)	高松市サンポート2-1 マリタイムプラザ高松2階	087-802-4800

4 起業等スタートアップ支援補助金(地域課題解決型)についてはこちら

相談先団体名	所在地	連絡先
香川県商工労働部産業政策課	高松市番町四丁目1番10号	087-832-3353

<移住支援金の支給対象について>

別紙「移住支援金支給条件等」に記載された「1 移住者に関する要件」を満たし、「2 就業に関する要件」又は「3 起業に関する要件」を満たす者とする。

また、2人以上の世帯の場合の移住支援金(100万円)の申請に当たっては、移住支援金支給対象者が上記要件を満たしたうえで、「4 2人以上の世帯の場合の移住支援金の申請に関する要件」を満たしていることとする。